平成２６年（フ）第１０３１９号
埼玉県白岡市白岡1009―３―106
債務者　小関　一真
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３２２号
東京都足立区鹿浜６丁目11―12　第二たつみ荘
債務者　吉田登貴男
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３２４号
東京都八王子市片倉町1448―１―111
債務者　大橋　誠道
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５号
熊本県八代市若草町１番地15　101
債務者　白川　敬人
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月８日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第４００５号
大阪市住吉区長居３丁目３番25―606号
債務者　波多亜希子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７２号
大阪市東成区中本１丁目11番14号　ギャレ緑橋303号
債務者　宮川まなみ（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２６号
大阪市阿倍野区阿倍野元町19番25号　ピーターハウス
債務者　岡添　勇樹
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４５１号
大阪市西成区天神ノ森２丁目４番19号、前住所大阪市中央区北久宝寺町１丁目５番６―1016号
債務者　東　　京子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８３号
東京都府中市西府町５丁目13番地の７ハラハウス105
債務者　奈良　　進
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８２１号
東京都八王子市大横町11番12号メゾン・ド・ノア大横町412号
債務者　浅倉　省吾
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
栃木県佐野市豊代町95番地
債務者　綿引　勝正
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１６９号
愛知県豊川市諏訪２丁目241番地
債務者　ビューティスタジオノグチこと　鳥居照代（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７２号
愛知県豊橋市東幸町字大山204番地１　Ｂ―105
債務者　エポシ　タケオこと　エポシ　ウオルター　タケオ
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７３号
愛知県豊橋市神野新田町字ヘノ割18番地616
債務者　ペレイラ　オクムラ　ケリエ　レジアネ
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部